

TTVみまもり契約約款

第1条(約款の適用)

株式会社多摩テレビ(以下「TTV」といいます。)は、このTTVみまもり契約約款(以下「本約款」といいます。)に基づき、TTVみまもり(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条(約款の変更)

TTVは、本約款を変更することがあります。その場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

- 2 本約款を変更する場合は、ホームページ上での掲載又はTTVの定める方法により通知します。変更後の約款の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、当該契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第3条(用語の定義)

本約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本アプリ	イツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「イツコム」といいます。)が管理・運営するアプリケーション「となりモ」及び「Taprica(タプリカ)」の総称。本サービス利用上必要となる専用のアプリ。
となりモ	「みまもりセンサー」の利用上必要となるアプリ
Taprica(タプリカ)	「みまもりカメラ」の利用上必要となるアプリ
対象物件	契約者の指定した機器一式を設置する場所
契約者	TTVと本サービスの契約を締結している者
利用者	契約者及び本サービスを利用する者
見守られる方	本アプリの動作検知対象となる方
見守る方	本アプリにより通知を受ける方
サービス提供者	TTV及びイツコムの総称
本サービス等	サービス提供者が利用者に提供する本サービス及び本アプリの総称
ゲートウェイ	TTVの通信設備とデータ通信する際に必要となる機器
モーションセンサー	赤外線(熱)を広域に感知するセンサー(電池内蔵型)
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー(電池内蔵型)
IPカメラ	赤外線LEDを一体化したカメラ
センサー等	本サービス利用上必要となるモーションセンサー、ドア・窓センサーの総称
関連機器	センサー等、IPカメラのデバイス総称
機器一式	ゲートウェイ、関連端末の総称
利用者端末	利用者が所有又は管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像・映像データ等

第4条(本サービスの内容)

本サービスは、TTVインターネット回線を経由して対象物件に機器一式を設置し、本アプリを利用して利用者端末への通知や利用者端末からの遠隔操作(カメラ操作等)を可能とするホームモニタリング型サービスです。

- 2 本サービス等の利用にあたり、本約款及びイツコムが提供する本アプリの規約に同意いただく必要があります。
- 3 本サービスには、料金表に定める種類、種別、品目等があります。
- 4 本サービスの利用には、ゲートウェイの設置が必要となります。ゲートウェイに加え、関連端末を単独又は組み合わせて設置し、本アプリを利用することで以下のサービスを利用することができます。
 - ① みまもりセンサー
ゲートウェイ1台とモーションセンサー1台の設置を基本条件とし、アプリ(となりモ)上で指定した条件に基づき感知した見守られる方の情報を指定の宛先(見守る方)へ送信するサービスです。
 - ② みまもりカメラ
ゲートウェイ1台とドア・窓センサー1台、IPカメラ1台の設置を基本条件とし、アプリ(Taprica)上で指定した条件に基づき、本約款における合意が得られた方等の映像データ等の撮影及び指定の宛先への同映像データ等の送信を行うサービスです。
 - ③ みまもりセットプラン
みまもりセンサーとみまもりカメラを同時利用できるサービスです。ゲートウェイ2台、モーションセンサー、ドア・窓センサー、IPカメラ各1台の設置が必要となります。
- 5 対象物件の通信環境や利用環境により、TTVの通信設備と接続が可能な設置機器の台数が異なることを利用者は承諾します。
- 6 本サービス等利用の際に、TTV又は第三者が別途提示する個別規定又はその他の約款(以下「その他約款」といいます。)がある場合は、利用者は、本約款に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。

第5条(契約の単位)

TTVは、契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約にあたり一人に限ります。

第6条(契約申込の方法)

契約の申込をするときは、次に掲げる事項について記載したTTV所定の書面をTTVに提出していただきます。

- ① 料金表に定める本サービスの種類、種別及び品目等
- ② その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

第7条(契約申込の承諾)

TTVは、契約の申込があったときは、受け付けた順に従って承諾します。但し、TTVは、TTVの業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、TTVは、申込を行った者に対

してその理由を付して通知します。

- 2 TTVは、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 TTVは、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。
 - ① 本サービスを提供することが、運用上、技術上又は建物設備上著しく困難なとき
 - ② 申込者が本サービスの料金その他の債務(本約款に定める料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じ。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - ③ 申込者が本約款に違反するおそれがあると認められたとき
 - ④ 申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていないとき
 - ⑤ 見守られる方、見守る方双方の合意が得られていないとき
 - ⑥ その他TTVの業務の遂行上著しい支障があるとき

第8条(契約申込及び利用条件)

本サービスの契約申込は、TTVが別途「多摩テレビケーブルインターネット(TTV-NET)接続サービス契約約款」(以下「TTV-NET約款」といいます。)又は「多摩テレビ光ケーブルインターネット(TTV-NET光)接続サービス契約約款」(以下「TTV-NET光約款」といいます。)に本サービス提供品目と定める品目に既に加入しているもしくは同時に加入する者(以下「TTVインターネットサービス加入者」といいます。)であることを条件とします。

- 2 本サービスには、TTV-NET約款又はTTV-NET光約款も適用しますが、本約款に矛盾する条項については、本約款を優先的に適用するものとします。
- 3 本サービスの契約申込は、TTVが特別に認める場合を除き、TTVインターネットサービス加入者が行うこととし、インターネットサービスの契約名義と同一とすることを本サービス契約申込の条件とします。
- 4 契約者と利用者が異なる場合は、契約者は利用者に必要な情報を提供するものとし、契約者は契約の全責任を負うものとします。なお、契約者が見守られる方となる場合、見守る方となる場合いずれにおいても、見守る方、見守られる方双方の合意が得られていることを申込の条件とします。

第9条(利用期間)

本契約の有効期間は第10条に規定する最低利用期間を除き1ヶ月間とします。但し、当該有効期間が満了する前において解約する旨の申し出がない限り、自動的に1ヶ月間更新するものとし、以後同様とします。契約期間中に解約の申し出があった場合は、利用者は契約解除月までの月額料金を全額負担するものとします。

- 2 利用者は本サービスを一時停止することはできません。TTVインターネットサービスの一時停止・再開を行う場合、停止時に本サービスは解約及び機器撤去を行い、再開後の利用には再度契約申込及び機器設置を行う必要があります。

第10条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、課金開始月を含む月より12ヶ月間とします。

- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合には、TTVが定める期日までに、料金

表の定めにより契約解除料を支払っていただきます。

第 11 条(利用開始日)

本サービスの申込が完了し、TTVが承諾した時点をもって、TTVと利用者間に本サービス利用契約が成立するものとします。

- 2 本サービスの利用開始日は、機器一式の設置が完了した日とします。

第 12 条(課金開始日)

利用開始日の属する月の翌月1日を課金開始日とし、料金表に定める利用料を TTV の定める方法により契約者に請求します。

第 13 条(サービス利用環境等)

利用者が本サービス等を利用するためには、原則としてインターネットに常時接続できる環境が必要であり、利用者の責任と費用で用意するものとします。

- 2 利用者は利用者の使用するスマートフォン又はタブレット端末機器等の利用者端末の性能、通信環境等により本サービス等のレスポンスが変化する場合があることを予め承諾するものとします。
- 3 利用者の環境により機器の設置ができない場合、本サービス等は利用できません。
- 4 利用者は、TTVが提供する取扱説明書、マニュアル等に従い本サービス等を利用するものとします。
- 5 利用者端末の性能、通信環境等に起因して本アプリが使用できないことにより利用者が被害を被った場合、TTVは一切の責任を負いません。

第 14 条(お客様ID及びログインパスワードの管理・使用に関する責任等)

TTVは利用者に対し本サービスを利用するために必要な識別番号(以下「お客様ID」といいます。)及びログインパスワードを付与のうえ、その内容をTTV所定の方法により通知します。

利用者は、自己の責任においてお客様ID及びログインパスワードを管理・使用するものとします。

- 2 利用者は、お客様ID及びログインパスワードの使用に起因して起こるすべての事象に対して全責任を負うものとし、TTVは、お客様ID及びログインパスワードの使用(第三者による不正又は誤使用を含む)に起因して利用者に損害が生じてもいかなる責任も負いません。
- 3 利用者は、自己の責任において、お客様ID及びログインパスワードを第三者に利用させることができます。この場合において、利用者は、当該第三者に対し、本約款に基づき利用者が負うべき義務を負わせるものとし、当該第三者の行為はすべて利用者の行為とみなされるものとします。
- 4 前項にかかわらず、利用者は、幼児、年少者その他本アプリの正確かつ安全な操作が期待できない者に対しては本アプリを操作させないものとします。
- 5 お客様ID及びログインパスワードの使用(第三者による不正又は誤使用を含む)に起因してサービス提供者に損害が発生した場合、サービス提供者は利用者に対し当該損害の賠償を請求し、利用者は同損害を賠償します。
- 6 利用者がお客様ID及びログインパスワードの不正使用を知り得た場合は、直ちにTTVが指定する方法に基づき、TTVにその旨を通知するものとします。

- 7 利用者は、第三者に対し、本利用契約上の地位及びこれに付随する権利の全部又は一部について譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為をできないものとします。
- 8 利用者の死亡その他の事由により利用者が本サービスの利用資格を失った場合、TTVは当該利用者のお客様ID及びログインパスワードの利用を停止することができるものとします。

第 15 条(サービスの種類等の変更)

契約者は、料金表に定める本サービスの種類、種別及び品目等の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第6条及び第7条の規定に準じて取り扱います。

第 16 条(その他の契約内容の変更)

TTVは、契約者から請求があったときは、第6条に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、TTVは第7条の規定に準じて取り扱います。

第 17 条(契約者の氏名等の変更の届出)

契約者は、氏名、名称、住所もしくは居所、電話番号、メールアドレス等契約申込時の記載事項(見守る方に関する記載事項を含む)に変更があったときは、そのことを速やかにTTVに届け出るものとします。

- 2 契約者が、前項に規定する届出を怠ったときは、TTVが契約に関し契約者の従前の氏名、名称、住所もしくは居所、電話番号、メールアドレス宛に発信した書面等は、当該書面等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時に契約者に到達したものとみなします。
- 3 契約者が前項の届出を怠ったこと又は誤った届出をしたことにより利用者に生じた不利益又は損害について、TTVは一切の責任を負いません。
- 4 インターネットサービス名義が変更された場合、本サービスの名義も同一名義に変更されるものとします。この場合、変更後の契約者は契約者が負う一切の義務を承継するものとし、また、変更前の契約者はサーバに保有される機器一式の各種情報、映像データ等が変更後の契約者に承継されることを承諾するものとします。

第 18 条(契約者が行う初期契約解除)

契約者は、申込完了後に TTV が交付する契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約解除を行うことができます(以下「初期契約解除」といいます。)

- 2 初期契約解除は、契約者が前項の書面を発したときにその効力を生じます。
- 3 初期契約解除の場合、TTV は契約者に対して損害賠償、契約解除料等を請求しないものとします。但し、TTV は契約者に対して、あらかじめ料金表に定める額を上限として、事務手数料を請求できるものとします。

第 19 条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをTTV所定の様式により通知していただきます。なお、契約解除日は、TTVが契約者からの通知を受領した日の属する月の末日とします。

- 2 契約を解除する場合、契約者は第 22 条の規定による料金等を支払います。

- 3 契約を解除する場合、事務手数料の払い戻しはいたしません。
- 4 1項による契約解除の場合、第 21 条第 3 項の規定により、契約者はTTVに機器一式を返却するものとします。
- 5 利用者は、契約の解除後、本サービス及び本サービスが提供する情報を一切利用することはできません。
- 6 第 8 条1項の規定により、契約者が TTV インターネットサービス契約を解除しようとするときは、本サービス契約もあわせて解除するものとし、本サービスのみ継続して利用することはできないものとします。

第 20 条(TTV が行う契約の解除)

TTV は、次の場合には、前項の規定にかかわらず、契約を解除又は本サービス等の提供を中止することがあります。

- ① 第25条の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき
 - ② 第24条の規定のいずれかに該当する場合において、その事実が TTV の業務の遂行上特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき
 - ③ 第 14 条、第 28 条、第 29 条、第 34 条の規定に違反したとき
 - ④ その他 TTV が本サービス等の利用について不相当と判断した場合
- 2 TTV は、前項の規定により契約を解除又は本サービス等の中止を行うときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 3 契約が終了した場合又は TTV が本サービスの提供を中止した場合、その終了又は中止の事由を問わず、当該契約者はその終了又は中止と同時にお客様ID及びログインパスワードの利用資格も喪失するものとします。
 - 4 サービス提供者は、本利用契約が終了した場合、その終了事由を問わず、利用期間中に送信されたデータ及び設置機器から送信されるデータの保持・保管を保証いたしません。

第 21 条(機器の貸与)

TTVは契約の承諾後、本サービスの提供に必要な機器一式を、TTVインターネットサービスの端末接続装置と同一住所に設置するものとします。

- 2 機器一式の設置場所は、TTVが本サービスの提供が可能と判断する範囲内において、契約者が指定するものとします。機器一式の設置工事は TTV が行うものとし、契約者は料金表の定めにより設置工事に要する費用を負担するものとします。
- 3 機器一式はTTVが提供し、所有権もTTVに帰属します。契約者は、契約解除時は機器一式をTTVに返却するものとします。返却にあたっては TTV が撤去工事を行うものとし、契約者は料金表の定めにより撤去工事に要する費用を負担するものとします。また、撤去に伴い対象物件の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。
- 4 TTV は、機器一式に故障が生じた場合、TTVが定める必要な措置を無償で講ずるものとします。但し、契約者が本来の用法に従って使用しなかったことや不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠ったことによる故障の場合は、この限りではありません。
- 5 契約者は、故意又は過失により機器一式を破損した場合又は紛失した場合又は解約日から起算して1ヶ

月を経過しても返却しない場合、TTVが料金表に定める損害金を支払うものとします。

- 6 契約者は、TTV 所定の手続きにより、機器一式の設置場所の変更を請求することができます。但し、機器一式の移設は TTV が行うものとし、契約者自ら行うことはできないものとします。契約者は料金表の定めにより移設に要する費用を負担するものとします。また、移設に伴い対象物件の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。
- 7 TTVは、次のいずれかに該当する場合、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、TTVは当該契約者に対し、TTVの定める方法によりその旨を通知します。
 - ① 変更を希望する対象物件の所有者の承諾が得られていない場合
 - ② 当該変更により本サービスの提供が困難となるおそれがあるとTTVが判断した場合

第 22 条(料金等及び支払方法)

TTVが提供する本サービスの料金等は、料金表に定めるところによります。

- 2 1項に定める料金等は、TTV指定の方法で支払期日までにお支払いいただくものとします。また、支払いに必要な手数料その他の費用は、すべて契約者が負担するものとします。
- 3 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息としてTTVが別に定める方法により支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。
- 4 契約者は、料金等の支払を不当に免れた場合は、その免れた金額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)を2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、TTVが指定する方法により支払っていただきます。

第 23 条(契約者の支払義務)

契約者は、本契約内容に応じ、第 22 条で規定する料金等を TTV に支払う義務を負うものとします。

なお、第 15 条、第 16 条、第 17 条の規定により契約者の契約内容が変更されたときは、契約者は変更後の契約内容に応じ、第 22 条で規定する料金等を TTV に支払う義務を負うものとします。

- 2 料金等のうち、月額利用料金の支払義務は、第 12 条に定める課金開始日の属する月から発生するものとします。
- 3 料金等のうち、事務手数料の支払義務は、第 12 条に定める課金開始日の属する月に発生するものとします。
- 4 第 15 条、第 16 条、第 17 条の規定により契約内容が変更されたときは、変更後の料金等の支払義務は、変更後の本サービス利用開始日の属する月の翌月から発生するものとします。
- 5 料金等のうち、工事費用の支払義務は、第 21 条に規定する機器一式の設置、移設あるいは撤去工事が完了した日の属する月の翌月に発生するものとします。
- 6 第 24 条の規定により本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとして取り扱います。但し、TTV の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、そのことをTTVが認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、TTV が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に

ついて、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金について、対象となる契約者に対し支払義務を免ずるものとします。支払義務を免ずるものとした利用料等が既に支払われているときは、その利用料等を返還します。

- 7 第 25 条の規定により本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとして取り扱います。
- 8 第 26 条の規定により本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとして取り扱います。

第 24 条(サービス休止)

サービス提供者は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を休止することがあります。

- ① TTVの通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - ② TTVの通信設備に障害が発生した場合
 - ③ 第 26 条の規定により本サービスの提供を休止するとき
 - ④ イッツコムが本アプリの保守・点検・修理・更新作業等を行うとき
 - ⑤ その他の事由により、本サービスの提供が困難であるとTTVが判断した場合
- 2 サービス提供者は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 3 TTVが本条の規定により本サービスを休止したことにより利用者が損害を被った場合、TTVは一切責任を負わないものとします。

第 25 条(サービス停止)

TTVは、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- ① 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき(支払期日を経過した後TTVが指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、TTVがその支払の事実を確認できないときを含みます。)
 - ② 契約の申込にあたって、TTV所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき
 - ③ 第 26 条規定によりTTVが本サービスを制限している期間内にその制限の原因が解消されなかった場合
 - ④ 第 14 条、第 28 条、第 29 条、第 34 条の規定に違反した場合
 - ⑤ 前各号のほか、本約款に違反する行為、本サービスに関するTTVの業務の遂行に著しい支障を与え又は与える恐れのある行為を行ったとき
- 2 TTVは、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、停止する日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 3 TTVが本条の規定により本サービスを停止したことにより利用者が損害を被った場合、TTVは一切責任を負わないものとします。

第 26 条(サービス制限)

TTVは、次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を制限することがあります。

- ① 天災・地震その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部又は全部を接続することができなくなったとき
 - ② 契約者が、TTVの通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
- 2 TTVは、前項各号の規定により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由及び制限期間を、あらかじめ告知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 3 TTVが本条の規定により本サービスの提供を制限したことにより利用者が損害を被った場合、TTVは一切責任を負わないものとします。

第 27 条(サービス変更又は廃止)

TTVは、TTVが必要と判断した場合、相当と判断する期間をもって利用者に対し事前に通知又は公表したうえで、本サービスの内容の全部又は一部について変更又は廃止することができるものとします。

- 2 前項にかかわらず、本サービスの内容を緊急に変更又は廃止する必要があると判断した場合、事前の通知又は公表なしに本サービス等の内容を変更又は廃止することができるものとし、利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 前2項に基づく措置により利用者に不利益又は損害が発生した場合でもサービス提供者は一切その責任を負わないものとします。但し、TTVの債務不履行・不法行為に起因する損害についてはこの限りではありません。

第 28 条(利用者の義務)

TTV は、本サービスの提供に必要な機器の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

- 2 契約者は、TTV又はTTVの指定する者が、機器の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 契約者は、機器一式を善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても契約者の責任において管理するものとします。
- 4 利用者は、自己が第 29 条各号の何れかに該当したこと、その他利用者の責に帰すべき事由によりサービス提供者に生じた損失、損害を賠償する責を負うものとします。
- 5 利用者は、本サービス等の利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
 - ①利用者が国内外のネットワークを経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
 - ②利用者は、サービス提供者のサーバ内に保管された利用者のデータ及び本アプリ内のデータについてすべての責任を持ち、そのデータのバックアップは利用者の責任において行うこと
 - ③利用者は、本サービス等で提供するソフトウェアはすべて最新のものをダウンロード及びインストールすること

- 6 本条の規定に違反した場合、本サービス等の提供を停止することがあります。

第 29 条(禁止事項)

TTV は、利用者が以下の各号の行為を行うことを禁止し、当該行為により生じた利用者又は第三者の損害について、TTV は責任を負いません。

- ①本サービス等により提供される情報について、その全部又は一部を問わず、本サービスの目的以外に使用する行為
- ②設置機器を設置時の状態から変更する行為
- ③本サービス等の内容調査、分析、解析、情報取得その他本サービスの本来の利用目的以外の目的に利用する行為
- ④本サービスとして提供するプログラム、ソフトウェア等の全部又は一部を複製、改変、編集、翻案し、又はリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解読もしくはソースコードの発見を試みる行為
- ⑤本アプリに組み込まれているセキュリティパス又はセキュリティコードを破壊する行為
- ⑥本サーバ(本サービス提供のためサービス提供者が設置したサーバをいいます。以下同じ)その他 TTV のコンピュータに不正にアクセスする行為
- ⑦本サーバに有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為
- ⑧本サーバ又は本サイトに過度な負荷をかける行為
- ⑨第三者のお客様IDもしくはログインパスワードを使用する行為
- ⑩TTV (TTV の関係会社を含む。以下本条において同じ)、イツコム、その他第三者の財産、信用、名誉、プライバシーを侵害する行為
- ⑪サービス提供者の著作権その他の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- ⑫前2号に掲げるもののほか、他人の権利又は法的に保護される利益を侵害する行為
- ⑬法令又は公序良俗に違反する行為
- ⑭本約款、取扱説明書、マニュアル等に違反する行為
- ⑮本サービスの運営を妨げる行為
- ⑯第三者が①～⑮の行為を行うことを教唆、幫助する行為
- ⑰その他 TTV が不相当と判断する行為

第 30 条(異常・故障時の切り分け責任)

契約者は、本サービスに異常が生じた場合、利用者端末及び機器一式に異常がないことを確認のうえ、TTV に通知するものとします。この場合、TTV 又は TTV の指定する業者は、TTV の通信設備及び機器一式を調査し、必要な処置を講じます。

- 2 前項の調査の結果、サービスの異常や機器一式の故障が契約者の責に帰すべき事由によるものであった場合又は TTV の通信設備及び機器一式に故障のないことが明らかな場合は、その調査又は修理に要した費用は契約者が負担するものとします。

第 31 条(保証の範囲)

サービス提供者は、本アプリその他本サービス等に関し利用者に提供する本サービスの内容及びTTVが提供する情報につき、以下の各号の保証を行うものではありません。

- ①本サービス等の内容が利用者の要求に合致すること、又は有益であること
 - ②本サービスが中断、中止、廃止されないこと
 - ③本サービス等がタイムリーに提供されること
 - ④本サービス等が安全であること
 - ⑤本サービス等においていかなるエラー(本アプリのバグを含む)も発生しないこと
 - ⑥本サービス等にいかなる瑕疵もないこと
 - ⑦利用者が本サービス等を通じて取得する情報が正確であること
 - ⑧利用者が本サービス等を利用して行った行為が利用者の特定の目的に適合すること
 - ⑨本サービス等を通じて利用者が登録する利用者情報が消失しないこと
- 2 利用者は、利用者自身の責任において本サービス等を利用するものとし、利用者は、本サービス等の機能の利用に起因又は関連して、利用者のコンピューター等の通信機器及びデータその他本サービスに接続された電子機器等に発生した損害について、自ら責任を負うものとし、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。但し、TTVの債務不履行・不法行為に起因する損害についてはこの限りではありません。
- 3 サービス提供者は、利用者が本サービス等の機能を利用して購入した商品・サービスや取引に関していかなる保証もいたしません。

第 32 条(免責)

サービス提供者は、以下の各号に該当する場合は、本サービス等の提供に関して責任を負いません。

- ①利用者回線・無線LAN環境、その他の通信環境等の都合で本サーバへの接続が中断した場合
 - ②サービス提供者の責に帰すべき事由によらず、本サービス等の利用に起因して利用者が被った損害(本サービスに接続された電子機器の不具合、異常に起因して生じた損害、情報等が破損又は滅失したことによる損害及び利用者が本サービス等から得た情報等を利用した結果生じた損害を含みますがそれらに限定されません)
 - ③サービス提供者が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、本サーバに保存されている設定情報の欠落、滅失があった場合
- 2 本サービスの利用に関連して生じた侵入、盗難その他の事件・事故の発生及び生命、身体、財産に生じた損害等について、サービス提供者は責任を負いません。
- 3 TTVは、利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第 33 条の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

第 33 条(責任の制限)

TTVは、本サービスを提供すべき場合において、TTVの故意・重過失によりその提供をしなかったときは、その契約者及び利用者に生じた直接損害を賠償するものとします。但し、本約款第 23 条第 6 項の場合を除きます。

第 34 条(知的財産権)

利用者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、サービス提供者及び関係する権利保有者に帰属します。利用者は、本サービスのコンテンツをTTVに無断で複製、改変、蓄積、転送等はできないものとします。

第 35 条(利用者に関する情報の利用)

サービス提供者は、本サービスの利用のためにTTVが行う機器の設置により自動的に収集する情報、利用者による本アプリ及び本サービス等を利用するに際してTTV及びサービス提供者が利用者から収集した個人情報、ログ情報等(以下「データ等」といいます。)を以下の目的のために使用することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。

- ①本サービス等の提供
 - ②本サービスのカスタマーサポート、アフターサービス、メンテナンス
 - ③本サービス及びサービス提供者の製品改良
 - ④サービス提供者のサービスについて満足度の調査
 - ⑤IoTデータ利活用
- 2 サービス提供者は、データ等を、前項の目的のために個人を特定できない形態において第三者に提供することがあります。
 - 3 サービス提供者は、サービス提供者の業務の一部を第三者に業務委託する場合、1項規定のデータ等を委託する業務を遂行するために必要な範囲で同第三者に提供し、利用者はこれに同意するものとします。
 - 4 本条に定めるほか、本アプリの利用に際して取得したデータ等の取り扱いについてはイツコムが定める本アプリ規約及び「アプリケーション・プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとします。

第 36 条(個人情報の取り扱い)

本約款に定めるほか、サービス提供者は、個人情報の取り扱いに関してそれぞれの定める個人情報保護方針(又はプライバシーポリシー)に従い取り扱うものとします。

第 37 条(反社会的勢力の排除)

本サービスの利用申込時及び本契約締結後において、利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力に該当すること及びこれらの者と関係を有していることが判明した場合、TTVは、当該利用者に対する何等の通知及び催告なく、本利用契約の解除を行うことができ、これによる当該利用者に生じた不利益及び損害を賠償する責を負いません。

第 38 条(国内法への準拠)

本利用契約及び本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約について生じた一切の紛争等については、TTVの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とします。

第 39 条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社と契約者の協議によってこれを解決するものとします。

附則

(実施期日)

本約款は、2024年5月27日から実施します。

〈料金表〉

本サービスに関する料金等の適用については、この料金表の規定によります。

1 サービス名称

TTV みまもり

2 初期費用

事務手数料	3,300円(税抜3,000円)
-------	------------------

3 月額利用料

項目	月額利用料	利用条件等
みまもりセンサー	1,155円 (税抜1,050円)	機器:ゲートウェイ、モーションセンサー各1台 アプリ:となりモ 対象コース:[TTV-NET]アドバンス300 [TTV-NET 光]光1G、光10G、マンション光600M
みまもりカメラ	1,815円 (税抜1,650円)	機器:ゲートウェイ、ドア・窓センサー、IPカメラ各1台 アプリ:Taprica 対象コース:[TTV-NET 光]光1G、光10G、マンション光600M
みまもりセットプラン	2,860円 (税抜2,600円)	機器:ゲートウェイ2台 モーションセンサー、ドア・窓センサー、IPカメラ各1台 アプリ:となりモ、Taprica 対象コース:[TTV-NET 光]光1G、光10G、マンション光600M

4 機器追加料金

項目	月額利用料
モーションセンサー	330円(税抜300円)/台
ドア・窓センサー	330円(税抜300円)/台
IPカメラ	880円(税抜800円)/台

※ゲートウェイ1台に対する機器最大接続数は、合計32台です。うちIPカメラの最大台数は6台です。

※みまもりセンサーにはドア・窓センサー、IPカメラは追加できません。

5 工事費

機器設置工事費	見積もり
機器移設工事費	見積もり
機器撤去工事費	無料(特殊作業発生時のみ有償)
その他出張作業費(機器交換等)	3,300円(税抜3,000円)～ ※

※電池交換の場合の電池費用は含んでおりません。TTV が交換用電池をご用意する場合、有償となります。

6 契約解除料

項目	料金
みまもりセンサー	1,050円(不課税)
みまもりカメラ	1,650円(不課税)
みまもりセットプラン	2,600円(不課税) ※

※みまもりセットプランを最低利用期間内に部分解約された場合も、セットプランの契約解除料がかかります。

7 機器賠償金

ゲートウェイ	10,670円(不課税)/台
モーションセンサー	4,290円(不課税)/台
ドア・窓センサー	3,740円(不課税)/台
IPカメラ	15,180円(不課税)/台